「権利制限の見直し」に対する法制問題小委員会各委員提出意見 (論点別整理)

1.	. 特許審査手続に係る権利制限について	-
----	---------------------	---

1 - A 1 - B 1 - C	よる複製について
2 . 薬事行	<u> </u>
2 - A	承認・再審査・再評価制度において、申請書に研究論文等を添付・・・・1 1 する必要があるため、研究論文等の複写を作成し、国等に頒布する
2 - B	ことについて 副作用感染症報告制度・治験副作用報告制度において、期間内に・・・・1 4 副作用等の発現に係る研究論文等の複写を作成、調査し、国等に
2 - C	頒布することについて 製薬企業は医薬品等の適正使用に必要な情報を提供するために、・・・・17 関連する研究論文等を複写し、調査し、医療関係者へ頒布する ことについて
3.図書館	官関係の権利制限について
3 - A	著作権法第31条の「図書館資料」に、他の図書館から借り受けた・・・20 図書館資料を含めることについて
3 - B	図書館等において、調査研究の目的でインターネット上の情報を・・・・2 2 プリントアウトすることについて
3 - C	「再生手段」の入手が困難である図書館資料を保存のため例外的に・・・2 4 許諾を得ずに複製することについて

- 3 D 図書館における、官公庁作成広報資料及び報告書等の全部分の複写・・・26 による提供について
- 3 E 著作権法第37条第3項について、複製の方法を録音に限定しない・・・28 こと、利用者を視覚障害者に限定しないこと、対象施設を視覚障 害者福祉施設に限定しないこと、視覚障害者を含む読書に障害を もつ人の利用に供するため公表された著作物の公衆送信等を認め ることについて
- 3 F ファクシミリ、インターネット等を使用して、著作物の複製物を・・・・3 0 送付することについて

4. 障害者福祉関係の権利制限について

- | 4 A | 視覚障害者情報提供施設等において、専ら視覚障害者向けの貸出し・・・32 の用に供するため、公表された録音図書の公衆送信をできるようにすることについて
- | 4 B | 聴覚障害者情報提供施設等において、専ら聴覚障害者向けの貸出し・・・33 の用に供するため、公表された著作物(映像によるもの)に手話や字幕による複製についてまた、手話や字幕により複製した著作物(映像によるもの)の公衆送信について
- 4 C 聴覚障害者向けの字幕に関する翻案権の制限について、知的障害者や・・35 発達障害者等にもわかるように、翻案(要約等)することについて
- 4 D 私的使用のための著作物の複製は、当該使用する者が複製できること・・3 6 とされているが、視覚障害者等の者は自ら複製することが不可能であるから、一定の条件を満たす第三者が点字、録音等による形式で複製することについて

5.学校教育関係の権利制限について

- | 5 A | e ラーニングが推進できるように、学校その他の教育機関(営利を・・・37 目的として設置されているものを除く)の授業の過程で使用する目的 の場合には、必要と認められる限度で、授業を受ける者に対して著作 物を自動公衆送信(送信可能化を含む)することについて
- 5 B 第35条第1項の規定により複製された著作物については、「当該・・・39 教育機関の教育の過程」においても使用できるようにする(目的外 使用ではないこととする)とともに、教育機関内のサーバに蓄積する ことについて

	5 - C		構内に 公衆送・]様		原	則。	ᆫ,	•	•	4	1
6	. 政令	等の委任	任につ	<u>いて</u> ・	•	 •	 •	 •	•	 •	 •	•	•	•		•	•	•	4	3
7	. 自由記	記載・			•	 •	 •	 •	•	 •	 •	•	•	•	• •	•	•	•	4	4

著作権分科会法制問題小委員会(第4回)後において、里中委員から意見訂正の依頼がございましたため、一部当日の配布資料を修正しております。

注 本資料は、法制問題小委員会における検討の便宜のため、以下の記載要領を各委員に配布し、記載いただいた個票(資料1-3)を基に、事務局において、各論点別に事務的に委員のコメントの整理を行ったものであり、 /×/ の領域については「」、「×」、「」ごとに委員名の五十音順で並べたものである。

記載要領

(1)「/×/」の欄には、もとより、一義的な回答をすることが困難な場合があることも想定されますが、時間的な制約等も厳しい中、扱うべき議題や論点が多いため、効率的な議論に資するよう、必要に応じてコメントを適宜補足していただきつつも(下記 < 記載例 > の(コメント例)参照)、「」、「×」、「」のいずれかを必ず御記載下さい。

:重要性・緊急性などにかんがみ、優先して法改正を行うべきであると考える。

×:今後更に慎重な検討を行う必要があり、法改正は時期尚早であると考える。

: どちらとも言えない。

<記載例>

HC	\ HU#4/73 /							
	要望事項	/×/	1人人に					
- A			(コメント例) ・~の理由から、法改正が必要。ただし、~の点は留意すべき。 ・現行規定(~条~項「~」)でも読めると解するが、明確化のため法 改正すべき。					
- B	略	×	(コメント例) ・ニーズに係る実態データや、~との問題点を克服する方法や論拠かなお不十分。 ・~の論点と違い、~の論点については権利者の利益とのバランス上問題がある。					
- C			(コメント例) ・現行規定(~条~項「~」)でも読めると解するため、法改正は必ずし も必要ないと考えるが、審議会の見解としてその旨残したい。 ・要望の趣旨・内容自体が判然とせず、判断しかねる。					

- (2)「6.政令等への委任」欄には、各要望事項の政令等への委任に係る御意見(可否、 くくり方(各要望事項に関連した既存の条文の再整理も含み得る。)、問題点等)が ある場合には、積極的に御記載ください。
- (3)「7.自由記載」欄には、個別の要望事項に一対一で対応する回答欄では記載し にくいような、「権利制限の見直し」全体を通じた委員の御意見などがある場合には、 必要に応じて適宜御記載ください。

1.特許審査手続に係る権利制限について

1 - A 非特許文献を出願人に送付するための審査官による複製について

委員名	/ x /	コメント
市川委員		
大渕委員		左につき、法改正すべきであると考える(詳細については、第2回委員会での発言を参照)。多くの支持があった。なお、法改正の形としては、法42条に、「行政手続のために必要と認められる場合」というものを加えるという案(よって、法42条ただし書の制限にも服することとなる)も一考に値しよう。特許審査手続に係る権利制限や薬事行政に係る権利制限等を個別の条項としていくと、煩雑となるおそれがあろう。ちなみに、「行政手続」だけでは広すぎるとの意見があるならば、「政令で定める行政手続のために必要と認められる場合」とした上で、政令で、例えば、特許法関係、薬事法関係等を列挙していく方法もあろう。
小泉委員		
里中委員		審査をすみやかに進めるために必要と思われる。ただし、 著作権者の利益を損なわれないような配慮が必要と思わ れる。
潮見委員		1 すべてに共通だが、権利制限を認める点について特に 反対はしないが、著作権者に対する事後的な補償制度を、 併せて検討すべきではないか(特に、1 - Dの場合)。
末吉委員		「特許等の審査手続きにおける複製」の条文新設。ただ し書として、42条ただし書と同じものを入れる。
茶園委員		特許審査を迅速かつ適正に行うために、法改正が必要。 複製を許容することによって、著作権者の利益に大きな 影響を与えることもないであろう。
土肥委員		
中村委員		権利制限の対象とすることに異存ありません。 ただし、解釈で対応可能であれば、解釈文書を政府が発 出すればよいと考えます。 また、42条中「内部資料として」を削り、広く権利制 限することも可と考えます。
中山委員		現行法では対処できないので、審査官の複製を認めるべきである。

野村委員		寺許審査手続外で利用されないような配慮が必要であろう。 う。
前田委員	フ 害	適正な特許審査手続を確保するために必要性が高く、他 方、この権利制限を認めても、著作権者の通常の利用を 害せず、かつその経済的利益を害しないし、スリーステ ップテストにおける「特別」要件も満たす。
松田委員	ž	「政庁による行政目的文書(42条)に準ずる実質的な 員害は少ない。 旦し、他の行政庁同種要請がないかを検討すべきである。
村上委員		
森田委員	1	法改正する場合の形式としては、個別の手続等に限定した規定を必要に応じて随時追加するのではなく、42条を改正し、それらをも包摂しうるような一般的な基準を示す規定とするのが望ましい。その際、現行42条は、裁判手続のために必要と認められる場合と、立法又は行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合という権利制限の趣旨および範囲が異なる2つのタイプを併存させているが、これを書き分けるなどその明確化を図ることも併せて検討されるべきである。
山地委員	Ó	必要性も緊急性も高い。権利者の利益を不当に害するものではない。複製権のみならず、公衆送信権も制限すべきである。
山本委員	1 7 7	ベルヌ条約9条2項の「通常の利用を妨げない」利用としては、 優越的価値のための利用行為、 著作権者に被害を生じさせない利用行為、 許諾市場について市場の失敗を生じさせる利用行為が考えられる。要望にかかる利用行為は、著作物に含まれるアイデアの自由利用のために必要な行為であるから、 優越的価値のための利用行為として「通常の利用を妨げない」と考える。
加藤委員	¥	判断できない。

1 - B 非特許文献を出願・審査情報の一環として電子的に保存するための特許庁による複製について

委員名	/ x /	コメント
市川委員		
大渕委員		「非特許文献を出願・審査情報の一環として電子的に保存するための特許庁による複製」については、権利制限の対象とすべきものと解される。ただ、法42条の「行政の目的のために内部資料して必要と認められる場合」の一つとして現行法でも対応可能かどうかの検討は必要となろう。
小泉委員		
里中委員		審査をすみやかに進めるために必要と思われる。ただし、 著作権者の利益を損なわれないような配慮が必要と思われる。
潮見委員		1 すべてに共通だが、権利制限を認める点について特に 反対はしないが、著作権者に対する事後的な補償制度を、 併せて検討すべきではないか(特に、1 - Dの場合)。
茶園委員		特許審査を迅速かつ適正に行うために、法改正が必要。 複製を許容することによって、著作権者の利益に大きな 影響を与えることもないであろう。著作権法42条によ ってカバーすることは可能であると解するが、明確化の ための法改正をすべき。
土肥委員		
中村委員		権利制限の対象とすることに異存ありません。 ただし、解釈で対応可能であれば、解釈文書を政府が発 出すればよいと考えます。 また、42条中「内部資料として」を削り、広く権利制 限することも可と考えます。
野村委員		特許審査手続外で利用されないような配慮が必要であろう。
前田委員		適正な特許審査手続を確保するために必要性が高く、他 方、この権利制限を認めても、著作権者の通常の利用を 害せず、かつその経済的利益を害しないし、スリーステ ップテストにおける「特別」要件も満たす。
松田委員		行政庁による行政目的文書(42条)に準ずる実質的な 損害は少ない。 但し、他の行政庁同種要請がないかを検討すべきである。

村上委員		
		法改正する場合の形式としては、個別の手続等に限定し
		た規定を必要に応じて随時追加するのではなく、42条
		を改正し、それらをも包摂しうるような一般的な基準を
		示す規定とするのが望ましい。その際、現行42条は、
森田委員		裁判手続のために必要と認められる場合と、 立法又
		は行政の目的のために内部資料として必要と認められる
		場合という権利制限の趣旨および範囲が異なる2つのタ
		イプを併存させているが、これを書き分けるなどその明
		確化を図ることも併せて検討されるべきである。
		審査の効率化、迅速化にも寄与し、権利者の利益を不当
山地委員 		に害するものでもない。
		ベルヌ条約9条2項の「通常の利用を妨げない」利用と
		しては、 優越的価値のための利用行為、 著作権者に
		被害を生じさせない利用行為、 許諾市場について市場
山本委員		の失敗を生じさせる利用行為が考えられる。要望にかか
		る利用行為は、著作物に含まれるアイデアの自由利用の
		ために必要な行為であるから、 優越的価値のための利
		用行為として「通常の利用を妨げない」と考える。
加藤委員		判断できない。
		これは現行法でも対処可能と思える。ただ、審査官が内
中山委員		部資料としてのみ利用する場合には問題ないが、複製し
		た審査資料を外部に公開することはないのか?
末吉委員	×	42条で適法。

1 - C 審査官からの書類提出の求めに応じるための非特許文献の出願人による複製 について

委員名	/ x /	コメント
市川委員		
大渕委員		左につき、法改正すべきであると考える(詳細については、第2回委員会での発言を参照)。多くの支持があった。なお、法改正の形としては、法42条に、「行政手続のために必要と認められる場合」というものを加えるという案(よって、法42条ただし書の制限にも服することとなる)も一考に値しよう。特許審査手続に係る権利制限や薬事行政に係る権利制限等を個別の条項としていくと、煩雑となるおそれがあろう。ちなみに、「行政手続」だけでは広すぎるとの意見があるならば、「政令で定める行政手続のために必要と認められる場合」とした上で、政令で、例えば、特許法関係、薬事法関係等を列挙していく方法もあろう。
小泉委員		
里中委員		出願人自身の作成物の複製制作は出願人の自由。
潮見委員		1 すべてに共通だが、権利制限を認める点について特に 反対はしないが、著作権者に対する事後的な補償制度を、 併せて検討すべきではないか(特に、1 - Dの場合)。
末吉委員		1 - A(「特許等の審査手続きにおける複製」の条文新設。 ただし書として、42条ただし書と同じものを入れる。) に同じ。特許法194条1項、実用新案法55条2項、 意匠法68条2項、商標法77条2項に基づく書類提出。
茶園委員		特許審査を迅速かつ適正に行うために、法改正が必要。 複製を許容することによって、著作権者の利益に大きな 影響を与えることもないであろう。
土肥委員		
中村委員		権利制限の対象とすることに異存ありません。 ただし、解釈で対応可能であれば、解釈文書を政府が発 出すればよいと考えます。 また、42条中「内部資料として」を削り、広く権利制 限することも可と考えます。

	行政庁の行為ではないが、認めるべき。文献名を特許庁 に知らせ、特許庁が主体的に複製するならば現行法でも 対処できるが、特許庁が全ての文献にアクセスできると は限らない。また結果的には審査官が複製するのである
中山委員	から、結果的に権利者が被る損失は同じであるのに、わざわざ特許庁に連絡し、特許庁が文献を探し、複製をするという余計な手続を取らせる合理的な理由はない。審査に必要とされるスピードを阻害するだけである。
野村委員	特許審査手続外で利用されないような配慮が必要であろう。
前田委員	複製主体は行政機関ではないものの、既に裁判手続においては民間人による複製が認められており、それとの比較において違和感はない。また適正な特許等審査手続を確保するという行政目的の実現のために必要である。他方、この権利制限を認めても著作権者の通常の利用を害せず、かつその経済的利益を害しないし、スリーステップテストにおける「特別」要件も満たす。
松田委員	行政庁による行政目的文書(42条)に準ずる実質的な 損害は少ない。 但し、他の行政庁同種要請がないかを検討すべきである。
村上委員	
森田委員	法改正する場合の形式としては、個別の手続等に限定した規定を必要に応じて随時追加するのではなく、42条を改正し、それらをも包摂しうるような一般的な基準を示す規定とするのが望ましい。その際、現行42条は、裁判手続のために必要と認められる場合と、立法又は行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合という権利制限の趣旨および範囲が異なる2つのタイプを併存させているが、これを書き分けるなどその明確化を図ることも併せて検討されるべきである。
山地委員	特許制度が求めているものであり、これを認めないこと は、出願人に対して極めて酷である。

	ベルヌ条約9条2項の「通常の利用を妨げない」利用と
	しては、 優越的価値のための利用行為、 著作権者に
	被害を生じさせない利用行為、 許諾市場について市場
山本委員	の失敗を生じさせる利用行為が考えられる。要望にかか
	る利用行為は、著作物に含まれるアイデアの自由利用の
	ために必要な行為であるから、 優越的価値のための利
	用行為として「通常の利用を妨げない」と考える。
加藤委員	判断できない。

1 - D 特許庁への先行技術文献の提出のための利害関係人による複製について

委員名	/ x /	コメント
市川委員		
大渕委員		左の制度も特許法施行規則 1 3 条の 2 という明確な法的 基盤に基づく特許法体系における非常に重要な制度であり、拒絶理由を含む特許の付与を決して許さないという 極めて高度の公益的要請に基づくものである(詳細については、第 2 回委員会での発言を参照)。これについても 多くの支持があった。そして、上記の公衆審査としての情報提供については、特許庁長官に対する、刊行物、明細書、特許請求の範囲、図面の写し、その他の書類の提出という形で、特許文献・非特許文献の場合、書誌情報を示されている。(なお、非特許文献の場合、書誌情報を示されただけでは入手困難なものも多い点に注意を要する。)上記 1 - A (左につき、法改正すべきであると3 る(詳細については、第 2 回委員会での発言を参照)。多くの支持があった。なお、法改正の形としては、3 (詳細については、第 2 回委員会での発言を参照)。多くの支持があった。なお、法改正の形としては合う。特許を固りを加えるという案(よって、法4 2 条ただし書の制限にも服することとなる)も一考に値しよう。特許審査目の条項としていくと、煩雑となるおそれがあろう。ちならば、「行政手続」だけでは広すぎるとの意見があるよりまがで定める行政手続のために必要と認められる場合」の一つとして把握できるものと解される。
潮見委員		1 すべてに共通だが、権利制限を認める点について特に 反対はしないが、著作権者に対する事後的な補償制度を、 併せて検討すべきではないか(特に、1 - Dの場合)。
茶園委員		特許審査を迅速かつ適正に行うために、法改正が必要。 複製を許容することによって、著作権者の利益に大きな 影響を与えることもないであろう。
土肥委員		

	権利制限の対象とすることに異存ありません。
	ただし、解釈で対応可能であれば、解釈文書を政府が発
中村委員	出すればよいと考えます。
	また、42条中「内部資料として」を削り、広く権利制
	限することも可と考えます。
	1 - Cと同じ理由(行政庁の行為ではないが、認めるべ
	き。文献名を特許庁に知らせ、特許庁が主体的に複製す
	るならば現行法でも対処できるが、特許庁が全ての文献
	にアクセスできるとは限らない。また結果的には審査官
中山委員	が複製するのであるから、結果的に権利者が被る損失は
	同じであるのに、わざわざ特許庁に連絡し、特許庁が文
	献を探し、複製をするという余計な手続を取らせる合理
	的な理由はない。審査に必要とされるスピードを阻害す
	るだけである。) で認めるべき。
m7.1.1.4.5.12	特許審査手続外で利用されないような配慮が必要である
野村委員	う。
	複製主体は行政機関ではないものの、既に裁判手続にお
	いては民間人による複製が認められており、それとの比
	較において違和感はない。また適正な特許等審査手続を
前田委員	確保するという行政目的の実現のために必要である。他
	方、この権利制限を認めても著作権者の通常の利用を害
	せず、かつその経済的利益を害しないし、スリーステッ
	プテストにおける「特別」要件も満たす。
	行政庁による行政目的文書(42条)に準ずる実質的な
松田委員	損害は少ない。
	但し、他の行政庁同種要請がないかを検討すべきである。
	法改正する場合の形式としては、個別の手続等に限定し
	た規定を必要に応じて随時追加するのではなく、42条
	を改正し、それらをも包摂しうるような一般的な基準を
	示す規定とするのが望ましい。そのさい、現行42条は、
森田委員	裁判手続のために必要と認められる場合と、 立法又
	は行政の目的のために内部資料として必要と認められる
	場合という権利制限の趣旨および範囲が異なる2つのタ
	イプを併存させているが、これを書き分けるなどその明
	確化を図ることも併せて検討されるべきである。

	,	
山地委員		無効理由を内在する不当な特許の出現を、少しでも低減させるために必要な措置であり、国民の利益にもつながる重要な方策である。
山本委員		ベルヌ条約9条2項の「通常の利用を妨げない」利用としては、 優越的価値のための利用行為、 著作権者に被害を生じさせない利用行為、 許諾市場について市場の失敗を生じさせる利用行為が考えられる。要望にかかる利用行為は、著作物に含まれるアイデアの自由利用のために必要な行為であるから、 優越的価値のための利
		用行為として「通常の利用を妨げない」と考える。
加藤委員		判断できない。
小泉委員		
里中委員	×	利害にかかわる人物の立場や人数によって様々なケース が考えられるのでケースごとに検討の必要がありそう。
末吉委員	×	必要性をもっと実証する。継続検討。
村上委員	×	企業が現行どおり、自己責任で実施すべきことでないか。

2.薬事行政に係る権利制限について

2 - A 承認・再審査・再評価制度において、申請書に研究論文等を添付する必要があるため、研究論文等の複写を作成し、国等に頒布することについて

委員名	/ x /	コメント
市川委員		
大渕委員		上記1-A(左につき、法改正すべきであると考える(詳細については、第2回委員会での発言を参照)。多くの支持があった。なお、法改正の形としては、法42条に、「行政手続のために必要と認められる場合」というものを加えるという案(よって、法42条ただし書の制限にも服することとなる)も一考に値しよう。特許審査手続に係る権利制限や薬事行政に係る権利制限等を個別の条項としていくと、煩雑となるおそれがあろう。ちなみに、「行政手続」だけでは広すぎるとの意見があるならば、「政令で定める行政手続のために必要と認められる場合」とした上で、政令で、例えば、特許法関係、薬事法関係等を列挙していく方法もあろう。)と同様。これも、上記の「行政手続のために必要と認められる場合」の一つとして権
		利制限が肯定されるべきものと解される。
小泉委員		
里中委員		審査をすみやかに進めるために必要。ただし、著作権者 の利益を損なわれないような配慮が必要と思われる。
潮見委員		2 すべてに共通することだが、権利制限を認める点について特に反対はしないが、著作権者に対する事後的な補償制度を、併せて検討すべきではないか。
末吉委員		「薬事行政における複製」の条文新設。
茶園委員		国民の生命・健康を守るために、法改正が必要。複製を 許容することによって、著作権者の利益に大きな影響を 与えることもないであろう。
土肥委員		

中山委員	たとえ私人の行為であっても、国民の健康を護るという 合理的理由によって権利を制限することは妥当である。 申請書には論文のタイトル等を記載し、国が自ら複製を すれば現行法でも対処できるが(仮に国の承認等にかか る資料を、後に公開しなければならないとすれば、内部 資料とは言えない虞もあり、別論である)、それには時間 が掛かるし、国が収集できない資料もありうる。国が複 製するにせよ、企業が複製するにせよ、権利者が被る損 失は同じであり、わざわざ国に複製を押しつける必要性 は乏しい。それに国への情報の伝達が遅延する虞も大き い。
野村委員	薬事行政外で利用されないような配慮が必要であろう。
前田委員	複製主体は行政機関ではないものの、既に裁判手続においては民間人による複製が認められており、それとの比較において違和感はない。また適正な薬事行政の実現のために必要である。他方、この権利制限を認めても、著作権者の通常の利用を害せず、かつその経済的利益を害しないし、スリーステップテストにおける「特別」要件も満たす。
松田委員	行政庁による行政目的文書(42条)に準ずる実質的な 損害は少ない。 但し、他の行政庁同種要請がないかを検討すべきである。
村上委員	
森田委員	法改正する場合の形式としては、個別の手続等に限定した規定を必要に応じて随時追加するのではなく、42条を改正し、それらをも包摂しうるような一般的な基準を示す規定とするのが望ましい。その際、現行42条は、裁判手続のために必要と認められる場合と、立法又は行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合という権利制限の趣旨および範囲が異なる2つのタイプを併存させているが、これを書き分けるなどその明確化を図ることも併せて検討されるべきである。
山地委員	薬事法上で薬の有効性・安全性等に関する情報(学術文献)の提出を明確に義務付けており、薬事行政を円滑に遂行するためには必要な文献の流通は必要不可欠なものと理解する。

	ベルヌ条約9条2項の「通常の利用を妨げない」利用と
	しては、 優越的価値のための利用行為、 著作権者に
	被害を生じさせない利用行為、 許諾市場について市場
山本委員	の失敗を生じさせる利用行為が考えられる。要望にかか
	る利用行為は、著作物に含まれるアイデアの自由利用の
	ために必要な行為であるから、 優越的価値のための利
	用行為として「通常の利用を妨げない」と考える。
加藤委員	判断できない。
中村委員	権利制限の対象とすることに異存ありませんが、薬事法
	に限らず行政法一般の問題として対応すべきものと考え
	ます。

2 - B 副作用感染症報告制度・治験副作用報告制度において、期間内に副作用等の 発現に係る研究論文等の複写を作成、調査し、国等に頒布することについて

委員名	/ × /	コメント
市川委員	/ ^ /	
川川女貝		トロ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
		上記1-A(左につき、法改正すべきであると考える(詳
		細については、第2回委員会での発言を参照)。多くの支
		持があった。なお、法改正の形としては、法42条に、「行
		政手続のために必要と認められる場合」というものを加
		えるという案(よって、法42条ただし書の制限にも服
		することとなる) も一考に値しよう。特許審査手続に係
大渕委員		る権利制限や薬事行政に係る権利制限等を個別の条項と
八///安贞		していくと、煩雑となるおそれがあろう。ちなみに、「行
		政手続」だけでは広すぎるとの意見があるならば、「政令
		で定める行政手続のために必要と認められる場合」とし
		た上で、政令で、例えば、特許法関係、薬事法関係等を
		列挙していく方法もあろう。)と同様。これも、上記の「行
		 政手続のために必要と認められる場合」の一つとして権
		 利制限が肯定されるべきものと解される。
小泉委員		
m + z =		審査をすみやかに進めるために必要。ただし、著作権者
里中委員		の利益を侵さないような配慮が必要と思われる。
		2 すべてに共通することだが、権利制限を認める点につ
潮見委員		いて特に反対はしないが、著作権者に対する事後的な補
		償制度を、併せて検討すべきではないか。
末吉委員		「薬事行政における複製」の条文新設。
茶園委員		国民の生命・健康を守るために、法改正が必要。複製を
		許容することによって、著作権者の利益に大きな影響を
		与えることもないであろう。
土肥委員		

	2 - Aと同じ理由(たとえ私人の行為であっても、国民
	の健康を護るという合理的理由によって権利を制限する
	ことは妥当である。申請書には論文のタイトル等を記載
	し、国が自ら複製をすれば現行法でも対処できるが(仮
	に国の承認等にかかる資料を、後に公開しなければなら
中山委員	ないとすれば、内部資料とは言えない虞もあり、別論で
	ある)、それには時間が掛かるし、国が収集できない資料
	もありうる。国が複製するにせよ、企業が複製するにせ
	よ、権利者が被る損失は同じであり、わざわざ国に複製
	を押しつける必要性は乏しい。それに国への情報の伝達
	が遅延する虞も大きい。) で認めるべきである。
野村委員	薬事行政外で利用されないような配慮が必要であろう。
到刊安兵	複製主体は行政機関ではないものの、既に裁判手続にお
	いては民間人による複製が認められており、それとの比
光四 条星	較において違和感はない。また適正な薬事行政の実現の
前田委員	ために必要である。他方、この権利制限を認めても、著
	作権者の通常の利用を害せず、かつその経済的利益を害
	しないし、スリーステップテストにおける「特別」要件
	も満たす。
	行政庁による行政目的文書(42条)に準ずる実質的な
松田委員	損害は少ない。
	但し、他の行政庁同種要請がないかを検討すべきである。
村上委員	
	法改正する場合の形式としては、個別の手続等に限定し
	た規定を必要に応じて随時追加するのではなく、42条
	を改正し、それらをも包摂しうるような一般的な基準を
	示す規定とするのが望ましい。その際、現行42条は、
森田委員	裁判手続のために必要と認められる場合と、 立法又
	は行政の目的のために内部資料として必要と認められる
	場合という権利制限の趣旨および範囲が異なる2つのタ
	イプを併存させているが、これを書き分けるなどその明
	確化を図ることも併せて検討されるべきである。

	薬の適正使用、安全性の確保の観点から薬事法で副作用
	感染症・治験副作用報告が義務付けられている。特に副
	作用等については内容により期限も設定されており、早
山地委員	期に必要文献を収集し,精査する必要がある。このよう
	な緊急性を要する案件について、その流通を阻害し、国
	民の健康維持・向上という薬事行政の基本的な行政目的
	を崩すことがあってはならない。
	ベルヌ条約9条2項の「通常の利用を妨げない」利用と
	しては、 優越的価値のための利用行為、 著作権者に
	被害を生じさせない利用行為、 許諾市場について市場
山本委員	の失敗を生じさせる利用行為が考えられる。要望にかか
	る利用行為は、著作物に含まれるアイデアの自由利用の
	ために必要な行為であるから、 優越的価値のための利
	用行為として「通常の利用を妨げない」と考える。
加藤委員	判断できない。
	権利制限の対象とすることに異存ありませんが、薬事法
中村委員	に限らず行政法一般の問題として対応すべきものと考え
	ます。

2 - C 製薬企業は医薬品等の適正使用に必要な情報を提供するために、関連する研究 論文等を複写し、調査し、医療関係者へ頒布することについて

委員名	/ x /	コメント
田山禾昌		審査をすみやかに進めるために必要。ただし、著作権者
里中委員 		の利益を守る配慮が必要と思われる。
		2 すべてに共通することだが、権利制限を認める点につ
潮見委員		いて特に反対はしないが、著作権者に対する事後的な補
		償制度を、併せて検討すべきではないか。
		国民の生命・健康を守るために、法改正が必要。複製を
		許容することによって、著作権者の利益に一定程度の影
		響を与えることが考えられるが、迅速に情報提供をしな
茶園委員		ければならないため、権利者の許諾を待つことはできず、
水四安 莫		また、複製される研究論文等の多くは複写権センターで
		はカバーされていないようである。ただし、著作権者に
		一定の使用料を支払うことが実際問題として可能である
		かどうかを検討すべきである。
		これは、私人(製薬企業)が複製し私人(医療関係者、
		国立の病院の場合も含む)に提供するものではあるが、
		その目的は国民の健康の維持であり、これにより複製を
		した者が複製物から直接的な利益を得るものでもない。
中山委員		製薬企業は論文タイトル等を医療関係者に通知し、医師
ТЩДД		等が自らの責任において権利関係の調査と権利処理をし
		て複製することは、現実的には不可能であり、また可能
		であるとしても時間が掛かりすぎるし、権利者の探索の
		できない場合もあり得る。その結果は、病人にしわ寄せ
		が行くことになる。これも権利制限を認めるべきである。
野村委員		薬事行政外で利用されないような配慮が必要であろう。
		行政庁による行政目的文書(42条)に準ずる実質的な
松田委員		損害は少ない。
		但し、他の行政庁同種要請がないかを検討すべきである。

森田委員	法改正する場合の形式としては、個別の手続等に限定した規定を必要に応じて随時追加するのではなく、42条を改正し、それらをも包摂しうるような一般的な基準を示す規定とするのが望ましい。その際、現行42条は、裁判手続のために必要と認められる場合と、立法又は行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合という権利制限の趣旨および範囲が異なる2つのタイプを併存させているが、これを書き分けるなどその明確化を図ることも併せて検討されるべきである。
山地委員	医師会、薬剤師会からも薬事法に関わる文献の複写において著作権法改正要望が出されており、国民の健康を守るという大命題は、医師、薬剤師、製薬企業等医療に関連する全てに共通なものである。公益確保の点から、これら国民の健康、生命に直接的に関わることにおいて必要な学術文献の迅速かつ円滑な流通を確保する必要がある。
山本委員	ベルヌ条約9条2項の「通常の利用を妨げない」利用としては、 優越的価値のための利用行為、 著作権者に被害を生じさせない利用行為、 許諾市場について市場の失敗を生じさせる利用行為が考えられる。要望にかかる利用行為は、著作物に含まれるアイデアの自由利用のために必要な行為であるから、 優越的価値のための利用行為として「通常の利用を妨げない」と考える。
市川委員	目的の正当性は理解でき、権利制限には賛成する。しかし、複製部数が多いため著作権者への影響が大きく、無償は難しいのではないか。
大渕委員	趣旨や範囲等につき未だ明確でない面があるので、明確 化を待って意見を表明したい。(これは、上記の各項目と 異なり、枠組としては、むしろ、法令上の義務の履行と して必要と認められる場合という文脈で把握され得るも ののように見受けられるが、現行薬事法の情報提供の制 度における、文書(関連する研究論文等)の複製等との 結び付き等については、未だ明確な説明がなされていな いように思われる。)
加藤委員	判断できない。
小泉委員	
中村委員	本件は行政庁の関与が薄く、2 - A、2 - Bとは若干状 況が異なると考えます。

前田委員		複製主体も頒布先も特定されておらず、論文まるごとの複製になることも想定され、かつ部数も大量になる可能性があることから、権利制限には慎重であるべき。適正な対価で権利者の許諾を得る手段がないかどうかを検討したうえ、その手段がない場合には、権利制限を検討すべき。
末吉委員	×	必要性をもっと実証する。継続検討。
土肥委員	×	
村上委員	×	製薬企業が現行どおり自己責任で実施すべきことでないか。

3.図書館関係の権利制限について

3 - A 著作権法第31条の「図書館資料」に、他の図書館から借り受けた図書館資料 を含めることについて

委員名	/ x /	コメント
	/ * /	コハント
市川委員		
加藤委員		
大渕委員		
小泉委員		
末吉委員		図書館関係を政令に委任し、当該政令を31条と同趣旨とし、 本件項目追加。
茶園委員		
土肥委員		
		権利制限の対象とすることに異存ありません。
中村委員		ただし、解釈で対応可能であれば、解釈文書を政府が発出す
		ればよいと考えます。
		権利制限を認めるべきである。図書を貸し出した図書館に戻
		し、そこで改めて複製の申請をさせ、複製することは、利用者
		に極めて多大な手間を取らせるだけであり、結果的には複製
中山委員		できるので、権利者の利益には全〈影響がない。強いて言え
		ば、国民に面倒で無駄な手間暇を強制することにより、複製意
		欲を減退させるという点において権利者に有利となるかも知れ
		ないが、文化の発展という意味からは極めて好ましくない。
野村委員		
)C 107 - E 10		図書館が増え続ける図書に対応するために、機能の分散化は
浜野委員		いたしかたないことである。
村上委員		
森田委員		
山地委員		
		著作物の貸し借りは、借り手において新たな複製物が作成さ
山本委員		れない限り、著作権者に損害を生じないと考えるので、上記の
		著作権者に被害を生じさせない利用行為として「通常の利用
		を妨げない」と考える。なお、ここでは、借り手において新たな
		複製物が作成されるが、31条に基づく複製である限り、やはり
		「通常の利用を妨げない」範囲に止まる。
		1 1200 1000 1000 1000 1000 1000 1000 10

里中委員		複製が認められるケース(今や手に入りに〈〈なっているもの) と市場で容易に入手できる本との扱いの差をルールとして確 立させた上でなら良いと思う。
前田委員		稀少本については理解できるが、容易に購入できる図書であるのに、複数の図書館が共同して1冊しか購入しないという事態が生じるのなら、著作権者の利益を害するおそれがある。
松田委員		3号については、同号の要件にて ○。 同号は、提供が許されているのであるから借り受けた図書館が複製することも認めるべきで、実質的損害はない。
潮見委員	×	3に関しては、見解が両極に分かれていることもあり、時間を かけて慎重に検討すべきではないか。拙速は避けるべきであ ろう。

3 - B 図書館等において、調査研究の目的でインターネット上の情報をプリントアウトすることについて

委員名	/ x /	コメント
大渕委員		
末吉委員		図書館関係を政令に委任し、当該政令を31条と同趣旨とし、 本件項目追加。
土肥委員		
中山委員		これも権利制限を認めるべきである。自宅に戻れば、私的使用目的の範囲であれば自由に複製できるのであり、図書館利用者に余計な手間を取らせるだけである。例えば論文作成中にインターネットの情報が必要となるたびに図書館を抜け出し、自宅に戻り、複製の後また図書館に行くという馬鹿げた事態が生じる。
野村委員		
村上委員		
森田委員		
山本委員		インターネット上にアップロードしている場合であっても、プリントアウトを禁止してブラウジングのみを許すことを明示していない限り、プリントアウトについて黙示の許諾があると思われる。したがって、 著作権者に被害を生じさせない利用行為として「通常の利用を妨げない」と考える。
市川委員		黙示の許諾で対応できるのではないか。
加藤委員		図書館に限らず一般的に合法であるべきではないか。
中村委員		権利制限の対象とすることに異存ありませんが、本件は図書館における利用に限らず、インターネット情報の一般的なプリントアウトに関する問題として検討すべきと考えます。
浜野委員		インターネット上での情報利用条件の明示についての原則を 作ることが先決。
前田委員		図書館に限られた問題ではなく、一般論として議論すべき。
松田委員		趣旨理解不足で申し訳ない。当該調査研究者がプリントアウト しうる場合に図書館がこれをすることを可とすべき。
小泉委員	×	
里中委員	×	図書館自身が利用するのか、来館者が利用するのかで対応は違うと思う。

潮見委員	×	3に関しては、見解が両極に分かれていることもあり、時間を かけて慎重に検討すべきではないか。拙速は避けるべきであ ろう。
茶園委員	×	インターネット上の情報をプリントアウトすることは、あらゆる場所で行われるものであることから、図書館だけについて規定することを不自然に思われる。
山地委員	×	黙示の許諾の有無に関する解釈、本権利制限規定を設けた場合の、図書館以外の分野に与える影響等について、更なる検討、議論が必要である。

3 - C 「再生手段」の入手が困難である図書館資料を保存のため例外的に許諾を得ず に複製することについて

委員名	/ x /	コメント
市川委員		
大渕委員		
加藤委員		
小泉委員		
里中委員		資料保有は100年後200年後を視野に入れて必要と思われる。ただし、複製物の利用について検討が必要と思われる。
末吉委員		図書館関係を政令に委任し、当該政令を31条と同趣旨とし、 本件項目追加。
茶園委員		
土肥委員		
中村委員		権利制限の対象とすることに異存ありません。 ただし、解釈で対応可能であれば、解釈文書を政府が発出す ればよいと考えます。
中山委員		これも権利制限を認めるべきである。これを認めないと、この 技術革新の時代においては、再生手段の技術革新が進めば 進むほど、図書館で利用できる資料が減ってしまうことになる。 図書館の使命から考えて当然のことである。現行法13条2号 も同様の精神の規定であり、この規定で読み込むことが可能 なら改正は不用であるが、疑わしいなら、この場合も規定に盛 り込むべきである。
野村委員		
前田委員		当該著作物について新形式の複製物が存在しないこと、との 留意事項のもとで運用されるのであれば、問題はない。
村上委員		
森田委員		
山地委員		
山本委員		31条2号が資料保存のための複製を許しているのは、文化の保存という優越的価値のために必要な利用行為だからだと考える。このことは、再生手段が入手困難になる場合についても全く同じである。したがって、 優越的価値のための利用行為として「通常の利用を妨げない」と考える。
浜野委員		意図して絶版にした場合などもあり、登録機関などを設け、著作者が生存する間は、著作者の判断をあおげるようにしておく必要があろう。

松田委員		入手の困難性について、定めを設けることを要する。
潮見委員	×	3に関しては、見解が両極に分かれていることもあり、時間を かけて慎重に検討すべきではないか。拙速は避けるべきであ ろう。

3 - D 図書館における、官公庁作成広報資料及び報告書等の全部分の複写による提供 について

委員名	/ x /	コメント
市川委員		
大渕委員		
小泉委員		
里中委員		資料の性格上、国民が利用し易い形での提供が望まれる。
末吉委員		図書館関係を政令に委任し、当該政令を31条と同趣旨とし、 本件項目追加。
茶園委員		
土肥委員		
中山委員		官公庁の広報資料は、多く読まれることに意味があり、全文複写を認めることに問題はない。特に図書館における全文複写は、むしろ歓迎すべきことである。
野村委員		
浜野委員		「官公庁作成広報資料及び報告書等」は、国防などの例外を除き、パブリックドメインが原則である。
前田委員		現行法32条2項は、禁止表示がない限り刊行物への転載を認めており、同様の条件で図書館での複製・提供を認めることに問題はない。
村上委員		
森田委員		
山地委員		
山本委員		官公庁であっても民間団体と同じ事業を行うものを除けば、その作成する資料等は公益目的で作成されたものであるから、 国民の公有に属すべきものである。したがって、 著作権者に 被害を生じさせない利用行為として「通常の利用を妨げない」と 考える。
加藤委員		図書館に限らず一般的に合法であるべきではないか
中村委員		権利制限の対象とすることに異存ありませんが、本件は図書館における利用に限らず、官公庁作成資料等の一般的な複写に関する問題として検討すべきと考えます。
松田委員		官公庁作成広報資料の定義を明確にできるか。 当該官公庁が「図書館における複製可」の表記で足りるのでは ないか。

潮見委員	見委員 ×	3に関しては、見解が両極に分かれていることもあり、時間を かけて慎重に検討すべきではないか。拙速は避けるべきであ
加九安貝	×	ろう。

3 - E 著作権法第37条第3項について、複製の方法を録音に限定しないこと、利用者 を視覚障害者に限定しないこと、対象施設を視覚障害者福祉施設に限定しない こと、視覚障害者を含む読書に障害をもつ人の利用に供するため公表された著 作物の公衆送信等を認めることについて

委員名	/ x /	コメント
 市川委員		
加藤委員		
小泉委員		
里中委員		障害をもつ人の利用に供するために公表されたという目的に 適うことと思う。
末吉委員		図書館関係を政令に委任し、当該政令を31条と同趣旨とし、 本件項目追加。
中村委員		権利制限の対象とすることに異存ありません。 ただし、解釈で対応可能であれば、解釈文書を政府が発出す ればよいと考えます。
中山委員		これも権利制限を認めるべきである。新しい技術が出現したことにより、録音に限定する必然性がなくなっており、障害者が健常者に近いレベルでの文化の享受を認めるのは当然のことである。対象施設の範囲も拡張すべきであるが、どこまで拡張すべきか、という点については関係者の意見も十分に聴取して決めるべきである。公衆送信についても利用者の範囲については同様の配慮が必要であろう。
野村委員		
浜野委員		国民が均等なサービスを受けることからすれば、了承できる範囲。
村上委員		
森田委員		
山地委員		
大渕委員		未だ趣旨等が明確でない面があるので、明確化を待ちたい。
茶園委員		
土肥委員		範囲対象が不明。

		・複製の方法を録音に限定しないことを求める理由が明確でな
		l I _o
		・視覚障害者以外であっても、「上肢障害でページをめくれない
		人や高齢で活字図書が読めない人、ディスレクシア(難読・不
		読症)、知的障害者等」、心身の障害により通常の書籍の閲読
前田委員		が困難な方々を対象に加えることには賛成。ただし、健常者も
		含めることには反対。
		・対象施設を視覚障害者福祉施設に図書館等を加えることに
		は賛成。ただし、対象施設の限定を一切なくすことには反対。
		・公衆送信を認めるとしても、対象者を心身の障害により通常
		の書籍の閲読が困難な方々に限定する必要がある。
		3に関しては、見解が両極に分かれていることもあり、時間を
潮見委員	×	かけて慎重に検討すべきではないか。拙速は避けるべきであ
		ろう。
松田委員	×	図書館が一般に「読書に障害を持つ人」の用に複製、公衆送
		信を行ないうるということになる。限定を要する。
나★중무		要望の趣旨は理解できるが、要望の範囲が広範に過ぎるの
山本委員 	×	で、さらに検討を要すると考える。

3 - F ファクシミリ、インターネット等を使用して、著作物の複製物を送付すること について

委員名	/ x /	コメント
市川委員	,	
大渕委員		方向性としては妥当なものと思われる。
加藤委員		
末吉委員		図書館関係を政令に委任し、当該政令を31条と同趣旨とし、 本件項目追加。
中村委員		権利制限の対象とすることに異存ありません。 ただし、解釈で対応可能であれば、解釈文書を政府が発出す ればよいと考えます。
中山委員		これも権利制限を認めるべきである。図書館関係者の説明によれば、図書館利用者の求めに応じてファックスやインターネットでの送付までは要求してはいなかったようであるが、こちらも認めるべきである。図書館側で当該複製物を保存できないという規定を設ければ、郵送とファックスとは実質的に異なるものではない。利用者にいたずらに不用な時間と手間を取らせるという嫌がらせ的効果しかない。特に外国からの複製要求に対し、郵便で送付することは認めるが、ファックス等は認めないということは極めて不合理であり、特に時間という点を考えると研究活動等の著しい制限になり、日本は文化の発信に消極的ではないかとの非難も受けかねない。
野村委員		郵便で認められているのであればファクシミリ等を禁止する根拠はないと考える。
森田委員		
山地委員		「無償」では権利者にとって酷なので、報酬請求権化する、或いは補償金制度を導入する等の対策を、同時に考慮する必要がある。その場合の費用負担者は図書館ではなく、「複製/送付の請求者」としてよい。
小泉委員		
里中委員		もともと複製は認められているということが前提となっているが、著作権者の利益をおかしている実態を拡張する事になりかねないので複製の有料化により著作権者にむくいる方法がとれないか。

土肥委員		公衆によって直接受信されることを目的としないのではない か。
浜野委員		デジタルデータは、無限の複製が可能であるため、著作者の 許諾があるのか、著作権が切れているものに限定される。
前田委員		・稀少本については理解できる。しかし、図書館の購入冊数への影響、一般市販書籍の販売数への影響、権利者の許諾のもとで行われる配信事業等への影響等を慎重に検討すべき。
村上委員		要望の内容の範囲が定かでな〈、認めた場合の影響の大きさが判断できない。
潮見委員	×	3に関しては、見解が両極に分かれていることもあり、時間を かけて慎重に検討すべきではないか。拙速は避けるべきであ ろう。
茶園委員	×	ファクシミリによる送付は許容されてよいと思われるが、デジタルデータを送信することについては、著作物が他の者に流通することが懸念される。
松田委員	×	31条3号の限定なしでFAX、インターネットによる公衆送信を 認めることは、図書館の機能を超えている。
山本委員	×	要望の趣旨は理解できるが、要望の範囲が広範に過ぎるので、さらに検討を要すると考える。

4. 障害者福祉関係の権利制限について

4 - A 視覚障害者情報提供施設等において、専ら視覚障害者向けの貸出しの用に供するため、公表された録音図書の公衆送信をできるようにすることについて

委員名	/ x /	コメント
市川委員		
加藤委員		
大渕委員		
小泉委員		
里中委員		ニーズに充分答えるために必要。
潮見委員		
末吉委員		37条3項及び37条の2を政令に委任し、本件を加える。
茶園委員		
土肥委員		
中山委員		受益者が利用できないような手段を講じて権利制限を認めるべきである。視覚障害者がインターネットを通じた利用ができないという理由は全くないし、世論の理解も得られない。視覚障害者のような弱者こそインターネットの利用価値は高く、著作権法がその阻害要因になることは許されない。
中村委員		権利制限の対象とすることに異存ありません。
野村委員		視覚障害者以外の者が自由に利用できないような配慮が必要 であろう。
浜野委員		国民が均等なサービスを受けることからすれば、了承できる範囲。
村上委員		
森田委員		
山地委員		
前田委員		対象者が視覚障害者に限定され、健常者が含まれないことを 確保する手段が必要。
松田委員		公衆送信は、一般図書利用者の利用環境以上を定めることに なるのではないか。 イコールの利用環境を作るところまでが、著作権法上の対処で はないか。
山本委員	×	要望の趣旨は理解できるが、要望の範囲が広範に過ぎるので、さらに検討を要すると考える。

4 - B 聴覚障害者情報提供施設において、専ら聴覚障害者向けの貸出しの用に供する ため、公表された著作物(映像によるもの)に手話や字幕による複製について また、手話や字幕により複製した著作物(映像によるもの)の公衆送信につい て

		,
委員名	/ x /	コメント
市川委員		
加藤委員		
小泉委員		
潮見委員		
末吉委員	一部 、他 は×	手話による複製を37条に加える。他は継続検討。
茶園委員		
中山委員		これも権利制限を認めるべきである。手話や字幕は、必ずしも原文通りの全文を現すことは不可能かも知れないが、これを認めないことによる弊害を勘案すべきである。著作権法が視覚障害者のための手話や字幕を阻害しているとすれば、著作権法の存在理由を問われかねない。
中村委員		権利制限の対象とすることに異存ありません。
野村委員		
浜野委員		国民が均等なサービスを受けることからすれば、了承できる範囲。
村上委員		
森田委員		
山地委員		
山本委員	×	前段の要望については、障害者の福祉という優越的価値のために必要な利用行為として「通常の利用を妨げない」と考える。しかし、後段の利用行為は、要件を厳格に定めなければ、「著作権者の正当な利益を不当に害する」おそれがあるので、慎重に検討する必要があると考える。
大渕委員		未だ趣旨等が明確でない面があるので、明確化を待ちたい。
土肥委員		技術的な問題により解決されるべき。
松田委員		公衆送信は、一般図書利用者の利用環境以上を定めることに なるのではないか。 イコールの利用環境を作るところまでが、著作権法上の対処で はないか。

里中委員	×	もともと聴覚障害者向けにつくられたものなのか、そうでないの かで違ってくる。著作者が手話や字幕を許可したのなら良い。
前田委員	×	字幕については洋画等のDVDに含まれており、これを無許諾で複製することを認める合理的な理由はない。手話又は字幕付の商品が提供されていない作品については権利制限を認める理由を首肯できるが、対象者に健常者が含まれないことを確保する手段が必要。国等の予算で解決することも考えられるのではないか。

4 - C 聴覚障害者向けの字幕に関する翻案権の制限について、知的障害者や発達障害者等にもわかるように、翻案(要約等)することについて

委員名	/ x /	コメント
市川委員		
加藤委員		
小泉委員		
潮見委員		
末吉委員	一部 、他 は×	知的障害者のための字幕の翻案につき、37条に加える。他は、継続検討。
茶園委員		
中山委員		4 - B(これも権利制限を認めるべきである。手話や字幕は、必ずしも原文通りの全文を現すことは不可能かも知れないが、これを認めないことによる弊害を勘案すべきである。著作権法が視覚障害者のための手話や字幕を阻害しているとすれば、著作権法の存在理由を問われかねない。)で述べた通り、ある程度の要約を認めないと言うことは、手話や字幕を認めないといことに等しいことであり、権利者といえどもこの程度は我慢すべきである。
——————————— 中村委員		権利制限の対象とすることに異存ありません。
野村委員		
浜野委員		国民が均等なサービスを受けることからすれば、了承できる範囲。
前田委員		翻案主体を一定の施設(当該施設でボランティア活動に取り組む人を含む)に限定し、かつ、翻案物の利用者を知的障害者や発達障害者に限定することを条件として賛成。
村上委員		
森田委員		
山地委員		
山本委員		障害者の福祉という優越的価値のために必要な利用行為として「通常の利用を妨げない」と考える。
大渕委員		未だ趣旨等が明確でない面があるので、明確化を待ちたい。
土肥委員		技術的な問題により解決されるべき。
松田委員		著作者の同意を全くなしにすることに疑問が残る。
里中委員	×	著作者の意向によるので検討が必要。

4 - D 私的使用のための著作物の複製は、当該使用する者が複製できることとされているが、視覚障害者等の者は自ら複製することが不可能であるから、一定の条件を満たす第三者が点字、録音等による形式で複製することについて

委員名	/ x /	コメント
市川委員	, ~ ,	1/21
加藤委員		
小泉委員		
里中委員		 もともとの条件が想像力不足。
		もともとの条件が思像力不足。
潮見委員		
茶園委員		
土肥委員		第三者については誰でもということにはならないのではないか。
		これも権利制限を認めるべきである。自ら複製することもできな
		い者が他人の助けをかりることは当然である。もしこれを認め
中山委員		ないとすると、複製すらできない最も弱い者は、30条の恩恵に
		浴することができず、文化の享受という点で、健常者との落差
		が著しいことになる。
中村委員		権利制限の対象とすることに異存ありません。
野村委員		
前田委員		非営利目的かつ無償の行為に限り、賛成。
森田委員		
山地委員		
.1.+ .4 .7		障害者の福祉という優越的価値のために必要な利用行為とし
山本委員		て「通常の利用を妨げない」と考える。
大渕委員		未だ趣旨等が明確でない面があるので、明確化を待ちたい。
\-m		「点字、録音等による形式」で、多くのものが含まれる可能性が
浜野委員		ある。
		当該障害者の私的使用のために同所で点字·録音をすること
		は今でも許されているものと考えます。
松田委員		「一定の条件」にもよるが、これを他所で行なうことは30条の
		問題ではないように思う。
村上委員		一定の条件を満たす第三者をどう特定するか。
末吉委員	×	私的複製の問題とともに、もう少し検討が必要。

5.学校教育関係の権利制限について

5 - A e ラーニングが推進できるように、学校その他の教育機関(営利を目的として 設置されているものを除く)の授業の過程で使用する目的の場合には、必要と 認められる限度で、授業を受ける者に対して著作物を自動公衆送信(送信可能 化を含む)することについて

委員名	/ x /	コメント
大渕委員		
加藤委員		
小泉委員		
里中委員		必要と認められる限度のルールづくりの検討が必要。
末吉委員		35条2項を改正する。
中山委員		e ラーニングの実体を勘案すると、同時にという要件は、むしろ 円滑な教育の妨げとなるので、異時も加えるべきである。
中村委員		権利制限の対象とすることに異存ありません。
野村委員		著作権法35条で認められているものとバランスがとれている ことが必要であろう。
村上委員		
山地委員		
土肥委員		手段・方法については考える必要がある。
浜野委員		教育利用ということで、著作物の利用は大幅に黙認されてきたが、e ラーニングになると、学生数は集合教育では不可能な膨大な数の学生も対象にできるので、また国外の学生も対象にできるので、著作者の被る実損も膨大なものとなる可能性がある。
前田委員		・基本的には理解できる。 ・対象者を授業の履修者に限定する必要がある。また、その履修者の数によっては、現行法35条ただし書きに該当する場合が生じる可能性がある。具体的にどの程度の履修者数であれば権利制限の対象とするのか、議論を詰める必要がある。
松田委員		e ラーニングのビジネスを構築している者の意見を聴取すべき である。

森田委員		35条但書が従前どおり厳格に適用されることが前提であれば、学校等の教育機関における著作物利用の実態と必要性に応じた法改正は認めてよいが、法改正はそれに伴う著作物利用の拡大を当然に許容する趣旨であるとして、35条但書の適用が事実上緩和されることが期待されているとすれば問題は大きい。かりに法改正するのであれば、35条但書の恣意的な解釈による運用を回避するために、教育機関の種別や態様に応じたガイドラインを設けるなどその明確化を図る措置が併せて講じられるべきである。
市川委員	×	
潮見委員	×	5に関しては、学校教育に携わる機関で著作権に関する認識と権利保護の必要性がどれほどまでに共有されているかどうか、疑問がないわけではない(きちんと対応できている機関・部局があること自体は否定しない)。実態調査を密にした上で検討すべきであり、拙速は避けるべきである。
茶園委員	×	著作物が授業を受ける者以外の者に流通し、著作権者の利益 に悪影響を及ぼさないかどうかを検討する必要がある。
山本委員	×	要件を厳格に定めなければ、「著作権者の正当な利益を不当に害する」おそれがあるので、慎重に検討する必要があると考える。

5 - B 第35条第1項の規定により複製された著作物については、「当該教育機関の教育の過程」においても使用できるようにする(目的外使用ではないこととする) とともに、教育機関内のサーバに蓄積することについて

委員名	/ x /	コメント
大渕委員		
加藤委員		
小泉委員		
里中委員		必要と認められる限度のルールづくりの検討が必要。
末吉委員		新設する。権利者の利益を害してはならない旨のただし書を入 れる。
茶園委員		
土肥委員		
中山委員		授業の質を高めるためには、同じ教育機関内において情報の交換・相互利用は有意義であり、可能な限り認めるべきである。それに加え、教員同士が共同して教材の開発に当たることも必要であり、そのような場合にも対処できるようにして欲しい。
中村委員		権利制限の対象とすることに異存ありません。
野村委員		著作権法35条で認められているものとバランスがとれている ことが必要であろう。
市川委員		権利者の利益を不当に害することがないとはどのような場合か、より明確にする必要があるのではないか。
浜野委員		学術雑誌などもオンライン化が進みつつあり、データを利用者側のサーバーに置くのではなく、著作者側のサーバーに置いてリンクすることが望ましく、議論の余地がある。
前田委員		・基本的には理解できる。 ・「当該教育機関の教育の過程」の定義が必ずしも明確ではな く、詳細を詰める必要がある。 ・具体的にどのような場合であれば、「権利者の通常の利用を 害せず、かつ正当な利益を不当に害しない」と言えるかについ て、ガイドラインが必要。
松田委員		自宅に帰って自習する者も「当該教育機関の教育の過程ということになるのか。 そうであると教科書を一冊サーバーに入れておくことになるのではないか。 教育における著作物の市場は大きいのでかなり実質的な影響が出るものと考える。

対手機関の教育の過程,の内容が不明確である。 35条但書が従前どおり厳格に適用されることが前提であれば、学校等の教育機関における著作物利用の実態と必要性に応じた法改正は認めてよいが、法改正はそれに伴う著作物利用の拡大を当然に許容する趣旨であるとして、35条但書の適用が事実上緩和されることが期待されているとすれば問題は大きい。かりに法改正するのであれば、35条但書の恣意的な解釈による運用を回避するために、教育機関の種別や態様に応じたガイドラインを設けるなどその明確化を図る措置が併せて講じられるべきである。 権利者の利益を不当に害することがないようにするための限定、権利者への補償、等についての更なる検討が必要である。 5に関しては、学校教育に携わる機関で著作権に関する認識と権利保護の必要性がどれほどまでに共有されているかどうか、疑問がないわけではない(きちんと対応できている機関・部局があること自体は否定しない)。実態調査を密にした上で検討すべきであり、拙速は避けるべきである。 要件を厳格に定めなければ、「著作権者の正当な利益を不当に害する」おそれがあるので、慎重に検討する必要があると考える。			
ば、学校等の教育機関における著作物利用の実態と必要性に応じた法改正は認めてよいが、法改正はそれに伴う著作物利用の拡大を当然に許容する趣旨であるとして、35条但書の適用が事実上緩和されることが期待されているとすれば問題は大きい。かりに法改正するのであれば、35条但書の恣意的な解釈による運用を回避するために、教育機関の種別や態様に応じたガイドラインを設けるなどその明確化を図る措置が併せて講じられるべきである。	村上委員		「教育機関の教育の過程」の内容が不明確である。
応じた法改正は認めてよいが、法改正はそれに伴う著作物利用の拡大を当然に許容する趣旨であるとして、35条但書の適用が事実上緩和されることが期待されているとすれば問題は大きい。かりに法改正するのであれば、35条但書の恣意的な解釈による運用を回避するために、教育機関の種別や態様に応じたガイドラインを設けるなどその明確化を図る措置が併せて講じられるべきである。 権利者の利益を不当に害することがないようにするための限定、権利者への補償、等についての更なる検討が必要である。 5に関しては、学校教育に携わる機関で著作権に関する認識と権利保護の必要性がどれほどまでに共有されているかどうか、疑問がないわけではない(きちんと対応できている機関・部局があること自体は否定しない)。実態調査を密にした上で検討すべきであり、拙速は避けるべきである。 要件を厳格に定めなければ、「著作権者の正当な利益を不当に害する」おそれがあるので、慎重に検討する必要があると考			35条但書が従前どおり厳格に適用されることが前提であれ
用の拡大を当然に許容する趣旨であるとして、35条但書の適用が事実上緩和されることが期待されているとすれば問題は大きい。かりに法改正するのであれば、35条但書の恣意的な解釈による運用を回避するために、教育機関の種別や態様に応じたガイドラインを設けるなどその明確化を図る措置が併せて講じられるべきである。			ば、学校等の教育機関における著作物利用の実態と必要性に
森田委員 用が事実上緩和されることが期待されているとすれば問題は大きい。かりに法改正するのであれば、35条但書の恣意的な解釈による運用を回避するために、教育機関の種別や態様に応じたガイドラインを設けるなどその明確化を図る措置が併せて講じられるべきである。 権利者の利益を不当に害することがないようにするための限定、権利者への補償、等についての更なる検討が必要である。 5に関しては、学校教育に携わる機関で著作権に関する認識と権利保護の必要性がどれほどまでに共有されているかどうか、疑問がないわけではない(きちんと対応できている機関・部局があること自体は否定しない)。実態調査を密にした上で検討すべきであり、拙速は避けるべきである。 要件を厳格に定めなければ、「著作権者の正当な利益を不当に害する」おそれがあるので、慎重に検討する必要があると考			応じた法改正は認めてよいが、法改正はそれに伴う著作物利
大きい。かりに法改正するのであれば、35条但書の恣意的な解釈による運用を回避するために、教育機関の種別や態様に応じたガイドラインを設けるなどその明確化を図る措置が併せて講じられるべきである。 権利者の利益を不当に害することがないようにするための限定、権利者への補償、等についての更なる検討が必要である。 「に関しては、学校教育に携わる機関で著作権に関する認識と権利保護の必要性がどれほどまでに共有されているかどうか、疑問がないわけではない(きちんと対応できている機関・部局があること自体は否定しない)。実態調査を密にした上で検討すべきであり、拙速は避けるべきである。 要件を厳格に定めなければ、「著作権者の正当な利益を不当に害する」おそれがあるので、慎重に検討する必要があると考			用の拡大を当然に許容する趣旨であるとして、35条但書の適
解釈による運用を回避するために、教育機関の種別や態様に応じたガイドラインを設けるなどその明確化を図る措置が併せて講じられるべきである。 権利者の利益を不当に害することがないようにするための限定、権利者への補償、等についての更なる検討が必要である。 5に関しては、学校教育に携わる機関で著作権に関する認識と権利保護の必要性がどれほどまでに共有されているかどうか、疑問がないわけではない(きちんと対応できている機関・部局があること自体は否定しない)。実態調査を密にした上で検討すべきであり、拙速は避けるべきである。 要件を厳格に定めなければ、「著作権者の正当な利益を不当に害する」おそれがあるので、慎重に検討する必要があると考	森田委員		用が事実上緩和されることが期待されているとすれば問題は
応じたガイドラインを設けるなどその明確化を図る措置が併せて講じられるべきである。			大きい。かりに法改正するのであれば、35条但書の恣意的な
て講じられるべきである。			解釈による運用を回避するために、教育機関の種別や態様に
権利者の利益を不当に害することがないようにするための限定、権利者への補償、等についての更なる検討が必要である。 5に関しては、学校教育に携わる機関で著作権に関する認識と権利保護の必要性がどれほどまでに共有されているかどうか、疑問がないわけではない(きちんと対応できている機関・部局があること自体は否定しない)。実態調査を密にした上で検討すべきであり、拙速は避けるべきである。 要件を厳格に定めなければ、「著作権者の正当な利益を不当に害する」おそれがあるので、慎重に検討する必要があると考			応じたガイドラインを設けるなどその明確化を図る措置が併せ
山地委員 定、権利者への補償、等についての更なる検討が必要である。 5 に関しては、学校教育に携わる機関で著作権に関する認識と権利保護の必要性がどれほどまでに共有されているかどうか、疑問がないわけではない(きちんと対応できている機関・部局があること自体は否定しない)。実態調査を密にした上で検討すべきであり、拙速は避けるべきである。 要件を厳格に定めなければ、「著作権者の正当な利益を不当に害する」おそれがあるので、慎重に検討する必要があると考			て講じられるべきである。
る。			権利者の利益を不当に害することがないようにするための限
5に関しては、学校教育に携わる機関で著作権に関する認識と権利保護の必要性がどれほどまでに共有されているかどうか、疑問がないわけではない(きちんと対応できている機関・部局があること自体は否定しない)。実態調査を密にした上で検討すべきであり、拙速は避けるべきである。 要件を厳格に定めなければ、「著作権者の正当な利益を不当に害する」おそれがあるので、慎重に検討する必要があると考	山地委員		定、権利者への補償、等についての更なる検討が必要であ
と権利保護の必要性がどれほどまでに共有されているかどう か、疑問がないわけではない(きちんと対応できている機関・部 局があること自体は否定しない)。実態調査を密にした上で検 討すべきであり、拙速は避けるべきである。 要件を厳格に定めなければ、「著作権者の正当な利益を不当 に害する」おそれがあるので、慎重に検討する必要があると考			వ .
潮見委員×か、疑問がないわけではない(きちんと対応できている機関・部局があること自体は否定しない)。実態調査を密にした上で検討すべきであり、拙速は避けるべきである。要件を厳格に定めなければ、「著作権者の正当な利益を不当に害する」おそれがあるので、慎重に検討する必要があると考			5に関しては、学校教育に携わる機関で著作権に関する認識
局があること自体は否定しない)。実態調査を密にした上で検討すべきであり、拙速は避けるべきである。 要件を厳格に定めなければ、「著作権者の正当な利益を不当し本委員 x に害する」おそれがあるので、慎重に検討する必要があると考			と権利保護の必要性がどれほどまでに共有されているかどう
討すべきであり、拙速は避けるべきである。 要件を厳格に定めなければ、「著作権者の正当な利益を不当 山本委員 x に害する」おそれがあるので、慎重に検討する必要があると考	潮見委員	×	か、疑問がないわけではない(きちんと対応できている機関・部
要件を厳格に定めなければ、「著作権者の正当な利益を不当山本委員xに害する」おそれがあるので、慎重に検討する必要があると考			局があること自体は否定しない)。実態調査を密にした上で検
山本委員 × に害する」おそれがあるので、慎重に検討する必要があると考			討すべきであり、拙速は避けるべきである。
			要件を厳格に定めなければ、「著作権者の正当な利益を不当
える。	山本委員	×	に害する」おそれがあるので、慎重に検討する必要があると考
			える。

5 - C 同一構内における無線 L A N についても、有線 L A N 同様、原則として公衆送信にはあたらないこととすることについて

委員名	/ x /	コメント
市川委員	/ ~ /	7//21
大渕委員		
加藤委員		
小泉委員 		
里中委員		無線と有線の差は同一構内においては関係ないと思う。
末吉委員		2条1項7号の2を改正する。
土肥委員		
中山委員		無線 LAN が発達している現在、これを有線と区別する理由はない。
野村委員		
		工事の簡便さや費用の面から教育機関では、有線LANよりも
		無線LANが普及する可能性が高く、暗号化によって、無線の
浜野委員		セキュリティの方が有線よりも劣るということはなくなっている。
		そのため、LANであれば有線と無線を区分する必要なないと
		思う。
松田委員	0	実質変更はない。
村上委員		
山本委員		
		権利制限の対象とすることに異存ありませんが、本件は教育
中村委員		機関に限らず、一般的な同一構内 LAN の問題として検討すべ
		きと考えます。
		35条但書が従前どおり厳格に適用されることが前提であれ
		ば、学校等の教育機関における著作物利用の実態と必要性に
		応じた法改正は認めてよいが、法改正はそれに伴う著作物利
		用の拡大を当然に許容する趣旨であるとして、35条但書の適
森田委員		用が事実上緩和されることが期待されているとすれば問題は
		大きい。かりに法改正するのであれば、35条但書の恣意的な
		解釈による運用を回避するために、教育機関の種別や態様に
		応じたガイドラインを設けるなどその明確化を図る措置が併せ
		て講じられるべきである。
		「同一様内にもける無絶し^ハ」の「世紀や辛ロサ の四7を化が.ツ
山地委員		「同一構内における無線 LAN」の「技術的意味」の明確化が必 要である。
		女にのる。

潮見委員	×	5に関しては、学校教育に携わる機関で著作権に関する認識と権利保護の必要性がどれほどまでに共有されているかどうか、疑問がないわけではない(きちんと対応できている機関・部局があること自体は否定しない)。実態調査を密にした上で検討すべきであり、拙速は避けるべきである。
茶園委員	×	まず、有線LANについて、公衆送信に当たらないとすることの 妥当性を検討し、その妥当性が認められてから、無線LANに ついて検討すべきと思われる。
前田委員	×	他の領域に影響することの大きな問題であり、慎重な検討を要する。

6.政令等の委任について

・大渕委員

具体的には、内容ないし条文の文言案の方向性がある程度固まった段階で考えたいが、 社会情勢の急激な変化等にも迅速に対応できるように、技術的な事項については、政令 等への委任の活用を図ることが好ましいと思われる。

・末吉委員

類型的な行為であり、権利者の不利益も限定的で、かつ、機動的な改正が求められる分野については、政令への委任をするべきである。

・中山委員

書き方としては、現在の著作権法は細かすぎる面もあり、全てを法律に書き込むのではなく、政令に落とすことも考慮すべきである。

・中村委員

法の規定を政令、ガイドラインその他の行政運用に委任することを進めるべきと考えます。制度対応の機動性・柔軟性を確保する要請は、権利関係を法文で明確化するメリットを上回るものがあると思います。権利制限の議論についても、解釈を明確化することで対応可能なものがいくつもありそうです。行政運用の範囲を広げるとともに、司法で解決する実態を増し、立法(法律)と行政、司法のバランスを再構築することを望みます。

・松田委員

1及び2その他同等の行政目的の複製については、政令で定めるという方法もある。

・山地委員

技術の進歩は著しく(望ましくは、原則・基準等を法律で示した上で)、個別具体的事項は、政令委任を行ってもよいのではないかと思われる。

7.自由記載

・大渕委員

1については、特許法のみならず、実用新案法、意匠法、商標法についても、基本的に同様である(ただし、1-Dについては、意匠法に関しては、情報提供の制度は法令上定められていない)。

・末吉委員

ADRが「裁判手続」に含まれることを明確にする改正も必要。

・中山委員

1.著作権を天賦人権のように考え、絶対的なものと考える向きが一部にはあるが、著作権制度といえども、所詮は他の制度と同様、社会の中の一制度であり、他の社会的要請との調和を図る必要がある。著作権に限らず、知的財産権一般に言えることであるが、新しく人工的に構築された権利であり、社会における他の理念、制度等との調和の上に成り立っているという点を忘れてはならない。世界的に反著作権の思潮・運動が台頭しつつある現状を鑑みると、著作権者が著しい損害を被るような場合(ベルヌ条約の言葉を借りれば、正当な利益を不当に害する場合)は別として、社会的必要性に応じて権利を制限されることは、著作権法がこれからも社会的認知を受けてゆくためには必要なことである。社会的必要性は、時代によって変わりうる。例えば、身体障害者に対する社会の見方は、相当大きな変化をしており、著作権法においてもこれらの社会の変化に敏感でなければならない。

身体的弱者が健常者に近いレベルで享受できるようにすることは、現在社会の最低限の義務であり、かりそめにも著作権法がその妨害となるようなことはすべきではない。一昨年の拡大教科書のように、弱者保護は徐々に改正されつつあるが、様々な機器の発展等に応じた措置を速やかに講ずるべきである。審議会に参加している健常者には理解できないかも知れないが、身体的弱者が健常者に近いレベルで文化を享受できるということは、著作権者が被る微々たる金銭的損害に比して、比べものにならないほど大きいものである。

現在問題となっている特許関係・医薬関係の複製に関しては、権利が制限されたとしても、権利者の受ける被害は極めて軽微であり、反面、社会の受ける利益は大きい。特許の例で言えば、特許権という極めて強大な独占権を付与するに当たり、その正確性を担保することは社会全体の利益となる。無効理由を内包している特許が世に出ることのマイナスと、著作権者が被る損害(ケースにもよるが、100円程度のものであろう)とを比較すれば結論は明らかであろう。また、医薬関連の例で言えば、製薬会社が医師等に正確な情報を速やかに伝達することは国民の生命身体の安全のために

必要なことであり、著作権法がその妨げとなるようなことがあっては本末転倒である。

特許関係・医薬関係ともに、複製を差し止めることは余りに不合理である。その複製を認めるとしても、有償とするか無償とするか、という議論はあり得る。その判断には種々の要素が絡んでくるが、最大の要素は、仮に課金するとした場合の徴収コスト(交渉コスト)であろう。これは、権利制限規定の問題に止まらず、マイクロペイメントにおける最大の問題である。

元来著作権は完全無欠な独占権を持っていて、制限規定はその権利を奪うものであるという発想は誤りであり、著作権とは元来が他の社会的要請との調和の中で存在しているものであるという認識を持つべきである。

2.金銭的にみれば、現在問題となっている特許・医薬関係による権利者の受ける損害は極めて微々たるものであり、仮にそこまで権利が及ぶとしても精神的な満足という意味しかない。権利者のために真に考えなければならないことは、弱者、国民の健康、特許制度の維持等のために若干の複製を禁止することではなく、インターネットを通じた侵害を如何にして防ぐか、といったデジタル時代の大きな問題である。現在、著作権法は大きな脅威にさらされているが、権利制限で弱者等をいじめることは、国民の反著作権思想に火を付けるだけであり、真の著作権保護のための改正や施策すら危うくする可能性がある。

・山地委員

技術進歩の恩恵が、現行法の存在により享受出来ない場合もあり、最大限に被益すべき クリエーターと消費者不在の文化施策となっている面も見られる。世界一の IT 国家を目 指している中、文化的にも世界一豊かな国家を目指すため、文化的所産の公正な利用も 最大限に尊重した文化国家として、技術の発達を享受できる、長期的視野に立った行政 を期待する。

・山本委員

権利制限規定へのアプローチ方法は、別紙「権利制限の法理について」のとおりと考える。

(別紙) 山本委員意見

権利制限の法理について

(1)権利制限の法理

著作権法には,さまざまな権利制限規定が,権利者と利用者との利害調整のために定められている。一見,そこに統一的原理があるようには見えない。

しかし,権利制限規定は,ベルヌ条約9条2項およびTRIPS協定13条に基づいて,いわゆる「スリー・ステップ・テスト」に適合するものでなければならない。したがって,スリー・ステップ・テストは,権利制限規定の立法のみならず,解釈においても基準とされなければならない。スリー・ステップ・テストの観点から分析していくと,現行著作権法上の各権利制限規定には一見しては見えなかった統一原理が浮かび上がってくる。

ベルヌ条約9条2項は,「特別の場合について(1)の著作物の複製を認める権能は,同盟国の立法に留保される。ただし,そのような複製が当該著作物の通常の利用を妨げず,かつその著作者の正当な利益を不当に害しないことを条件とする。」と規定する。

スリー・ステップ・テストの第1要件は,権利制限のある特別な利用行為が立法措置において特定することである。第2の要件は,その利用行為が「当該著作物の通常の利用を妨げない」ことであり,第3の要件は,その利用行為が「著作者の正当な利益を不当に害しない」ことである。

第2要件

では,利用行為が「当該著作物の通常の利用を妨げない」とは,どのような場合であるのか。米国著作権法 1 1 0 条 (5) に関する 2 0 0 0 年 5 月 5 日のWTOパネル報告書は,第 2 要件について,つぎのように判示する 1 。

「本パネルは,原則として当該権利の範囲内にあるが例外または制限に基づき免除を受ける利用が,権利者が著作物に対する権利から経済的価値を引き出す通常の方法と経済的競争を生じ,これにより権利者から多量のまたは実質的な商業的利得を奪う場合には,国内立法における排他的権利に対する例外または制限が著作物(すなわち,著作権またはむしろ著作権を有することにより付与される排他的権利の束の全部)の通常の利用を妨げる程度のものとなる,と考える。」

これは,結局,以下の3つの場合であると考える。

¹ "an exception or limitation to an exclusive right in domestic legislation rises to the level of a *conflict with a normal exploitation of the work* (i.e., the copyright or rather the whole bundle of exclusive rights conferred by the ownership of the copyright), if uses, that in principle are covered by that right but exempted under the exception or limitation, enter into economic competition with the ways that right holders normally extract economic value from that right to the work (i.e., the copyright) and thereby deprive them of significant or tangible commercial gains" (6.183)

優越的価値(表現の自由などの憲法的価値や著作権法の目的)のために 必要な利用行為:

たとえば、裁判手続における複製(42条)は、裁判の公正(デュー・プロセス)という憲法的価値のために著作権を制限する必要がある。また、たとえば、教科用図書への掲載(33条)は、著作権法の目的が究極的には文化の発達であるが、学校教育において模範的な表現方法を学習することは社会による文化の共有の基礎を成すものとして、文化の発達のために著作権を制限する必要があると考えられる。

このような優越的価値のための利用行為は,そもそも著作権者がこれを 拒むことは許されるべきではないので,著作権者に留保されるべき「通 常の利用」の範囲に属さない。

著作権者に被害を生じない利用行為:

たとえば,私的複製(30条)の一態様として,購入したCDをラジカセで再生する際にRAMに生ずる複製は,この複製行為によって著作権者に何らかの経済的損害を与えるわけではない。したがって,このような利用行為は,著作権者に留保されるべき「通常の利用」の範囲に属さない。

市場の失敗を生ずる利用行為:

たとえば、図書館におけるコピー・サービス(31条1号)は、著作権者に排他的権利を与えたとしても、許諾取得手続に費用(取引費用)がかかり零細な使用許諾料の額を回収できないことになり、そもそも利用許諾の市場が成立しない。したがって、このような零細な取引市場は、著作権者に排他的権利を与えたことによって留保されえないので、著作権者に留保されるべき「通常の利用」の範囲に属さない。

ところで,著作権法32条1項の引用の抗弁は,引用の目的として「報道, 批評,研究」を例示することから明らかなように,上記の優越的価値(表現の 自由など)のために必要な利用行為として権利制限が認められていると考えら れる。

第3要件

つぎに,その利用行為が「著作者の正当な利益を不当に害しない」とは,どのような場合であるのか。

米国著作権法 1 1 0 条 (5) に関する 2 0 0 0 年 5 月 5 日のWTOパネル報告書は,第 3 要件について,つぎのように判示する 2 。

「決定的に重要なのは,第3条件において一定の『被害』は『不当ではない』ものとして許容されるものとすれば,どの程度またはレベルの『被害』

² "The crucial question is which degree or level of "prejudice" may be considered as "unreasonable", given that, under the third condition, a certain amount of "prejudice" has to be presumed justified as "not unreasonable". In our view, prejudice to the legitimate interests of right holders reaches an unreasonable level if an exception or limitation causes or has the potential to cause an unreasonable loss of income to the copyright owner" (6.229).

が『不当』と考えられるのかという問題である。われわれの見解においては,権利者の正当な利益に対する被害は,例外規定または権利制限規定が著作権者の収入に不合理な損出を生じさせまたは生じさせるおそれが生じる場合に,不合理なレベルに達する。」

これを前述の利用行為に則して検討すれば、つぎのとおりである。

優越的価値(表現の自由などの憲法的価値や著作権法の目的)のために 必要な利用行為:

たとえば、裁判手続における複製(42条)は、著作物を鑑賞し、その経済的価値を引き出す行為ではない。著作権者に排他的権利を与える意図は、その経済的価値の利用行為から対価を回収させることにある。しかし、このような鑑賞を目的としない行為に対しては、そもそも著作権者に所得を生じさせることが予定されていないのであるから、著作権者の所得に不当な損失を生じさせることはない。したがって直ちに「著作者の正当な利益を不当に害しない」という第3要件を充足する。

他方,たとえば,教科用図書への掲載(33条)は,著作物を鑑賞し, その経済的価値を引き出す行為であるので,著作権者に別途報酬請求権 を付与するなど,著作権者の所得を補填する措置がとられなければ,「著 作者の正当な利益を不当に害しない」という第3要件を充足しないと考 えられる。

したがって、優越的価値のために必要な利用行為に対する権利制限においては、利用行為が著作物の鑑賞行為でなければ直ちに第3要件を充足し、利用行為が著作物の鑑賞行為であるときは第3要件を充足するため著作権者に別途報酬請求権等を付与することが必要な場合があると考える。

著作権者に被害を生じない利用行為:

たとえば,私的複製(30条)の一態様として,購入したCDをラジカセにて再生する際にRAMに生ずる複製は,この複製行為によって著作権者に何らかの経済的損害を与えるわけではない。したがって,このような利用行為は,著作権者の所得に不当な損失を生じさせることはないので,第3要件を充足すると考える。

市場の失敗を生ずる利用行為:

たとえば、図書館におけるコピー・サービス(31条1号)は、著作権者に排他的権利を与えたとしても、許諾取得手続に費用(取引費用)がかかり零細な使用許諾料の額を回収できないことになり、利用許諾は成立しない。すなわち、もともと著作権者に所得を引き出す手段がなく、著作権者の所得に不当な損失を生じさせることはない³。

³ なお,ここで,排他的権利に代えて報酬請求権を与えることも考えられるが,報酬請求権の行使に必要な取引費用の額が報酬の額を超えるので,ここでは報酬請求権の付与も現実的ではない。

このような場合には,現実的な代替措置として,課金制度が考えられる。ただし,その 課金制度にはいくつかの問題があるので,必要的措置とはいえないと考える。すなわち,

したがって,市場の失敗における利用行為に対する権利制限は,第3要件を充足すると考える。

以上をまとめると,第2要件を充足する利用行為(優越的価値のために必要な利用行為,著作権者に被害を生じない利用行為または市場の失敗における利用行為)は,原則として第3要件を充足する。ただし,(i)利用行為が観賞行為であり,(ii)これに対する権利者への対価が払われておらず,かつ(iv)報酬請求権制度が実効的である場合には,第3要件の充足には,権利者に対する報酬請求権の付与が必要であると考えられる。

第1に,課金制度は,著作権で保護されていない資料の複製物にも課金されるので,パブリック・ドメインにある資料の使用を抑制する効果を生じる。第2に,課金制度に基づいて徴収された金銭が権利者に分配されない,または実質的に分配されない場合,著作物の創作を促進する効果はなく,著作物の使用を抑制する効果のみを生じる。その場合,金銭の徴収は,著作物の使用に対する懲罰でしかなく,著作物を作り出すインセンティブであるという著作権法の目的に反する結果となる。したがって,促進効果および抑制効果のバランスを考えれば,著作物の通常な利用を妨げない限り,多くの場合,市場の失敗の場合には課金制度よりも自由利用の方がより良い解決方法でありえることに注意する必要がある。